

非常災害対策について

～障害福祉サービス事業所等における防災対策～

平成25年2月

北九州市保健福祉局障害福祉課

非常災害対策の条例上の位置づけ

【根拠条例】

- 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

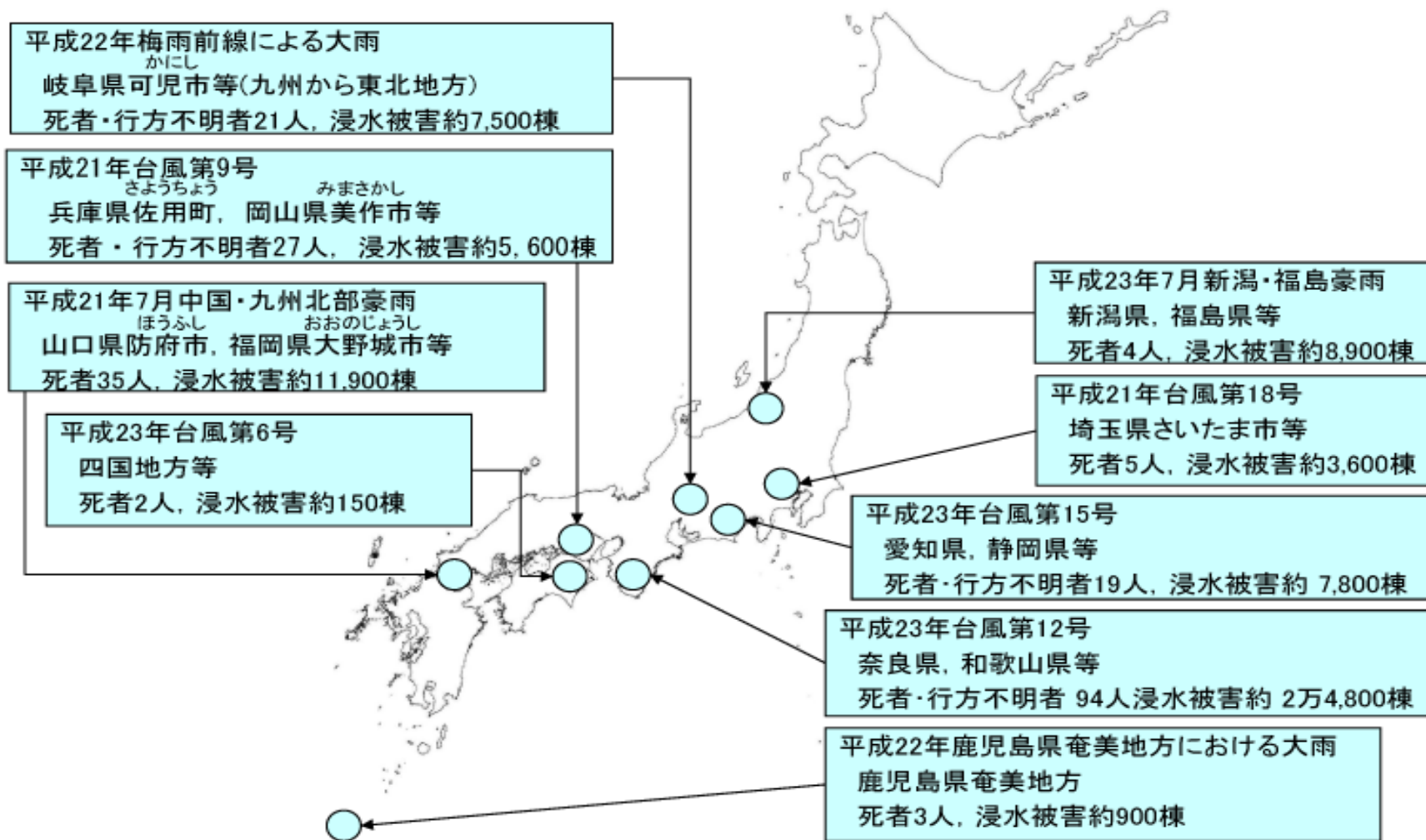
【規定内容】

事業者は、火災・風水害・地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

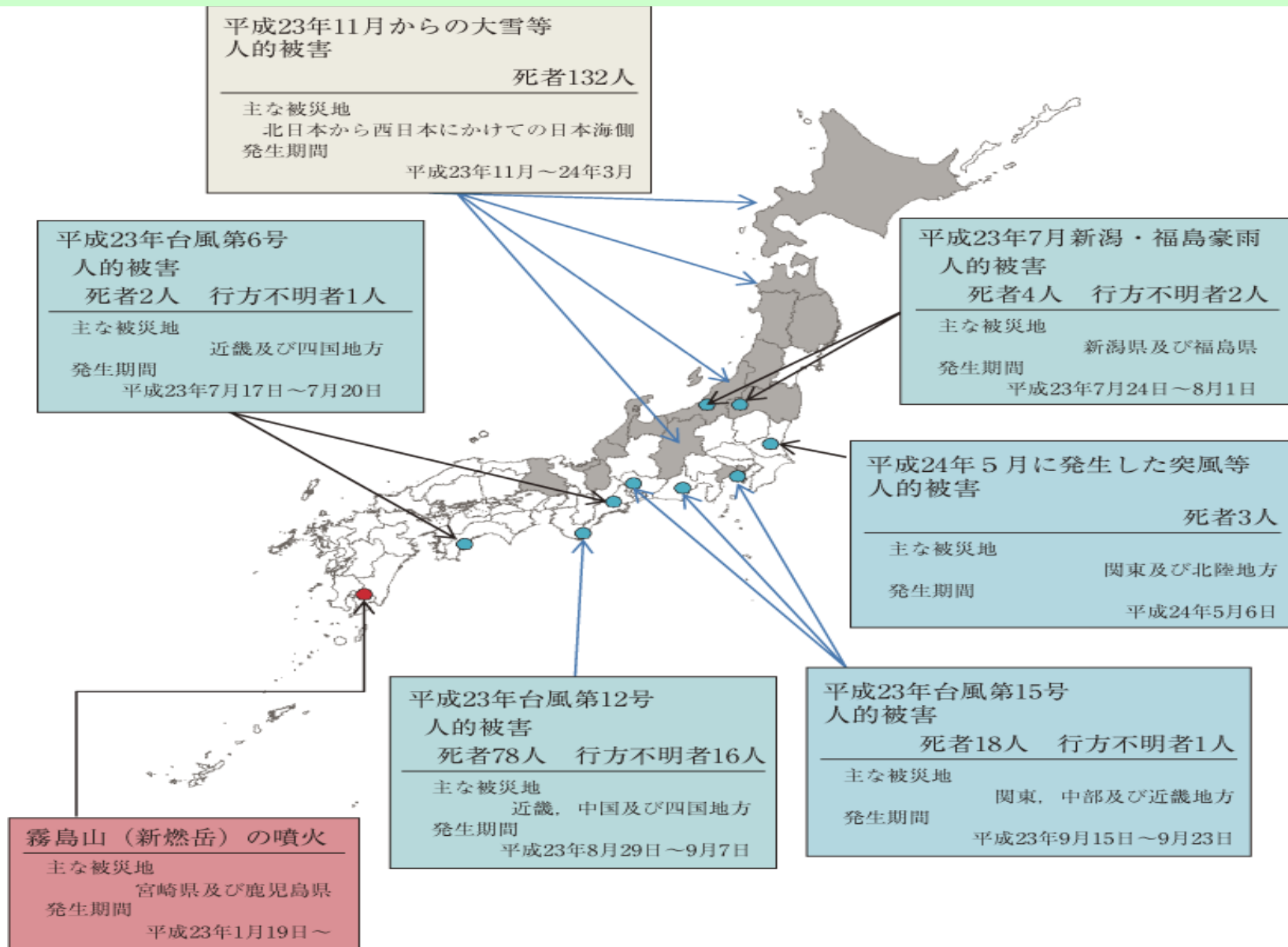
▼災害を知る（様々な自然災害）

平成21年～平成23年の主な大雨災害事例



出典：中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」資料

平成23年以降に発生した主な災害（東日本大震災を除く）

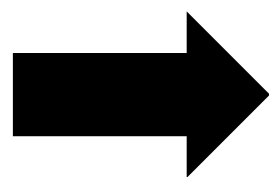


出典：内閣府資料

土砂災害について

【土砂災害警戒情報】

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。



テレビ、ラジオ、市のホームページ
市のメール配信サービス

土石流危険渓流

土石流は、谷筋で起きます。土砂などが水といっしょに流れ下り、速度が速く大きな破壊力を持っています。

【前ぶれ】

- 山鳴りがします。
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がります。
- 川の流れが濁ったり、流木が混ざり始めます。



急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れ）

がけ崩れは、急な斜面で突発的に起こります。瞬時に崩れ落ちるため、避難が遅れがちになります。

【前ぶれ】

- がけからの水が濁ります。
- がけに亀裂が入ります。
- 小石がパラパラ落ちてきます。
- 斜面がふくらんでいます。
- 雨水が斜面を流れて溝ができます。
- 斜面の方から大きな音がします。



地すべり危険箇所

地すべりは、一度に広い範囲の地盤が動き出します。速度はゆるやかですが、発生すると大きな被害をもたらします。

▼前ぶれ

- 地面にひび割れができます。
- 沢や井戸の水が濁ります。
- 斜面から水がふき出します。



どのような時に危険か？

土砂災害発生の
最も大きな原因は**雨**です。



目安として降水量が、

- 1時間に**20mm**以上
- 連続して**100mm**以上

になったら要注意です。

河川の氾濫など浸水被害 のおそれがある時とは？

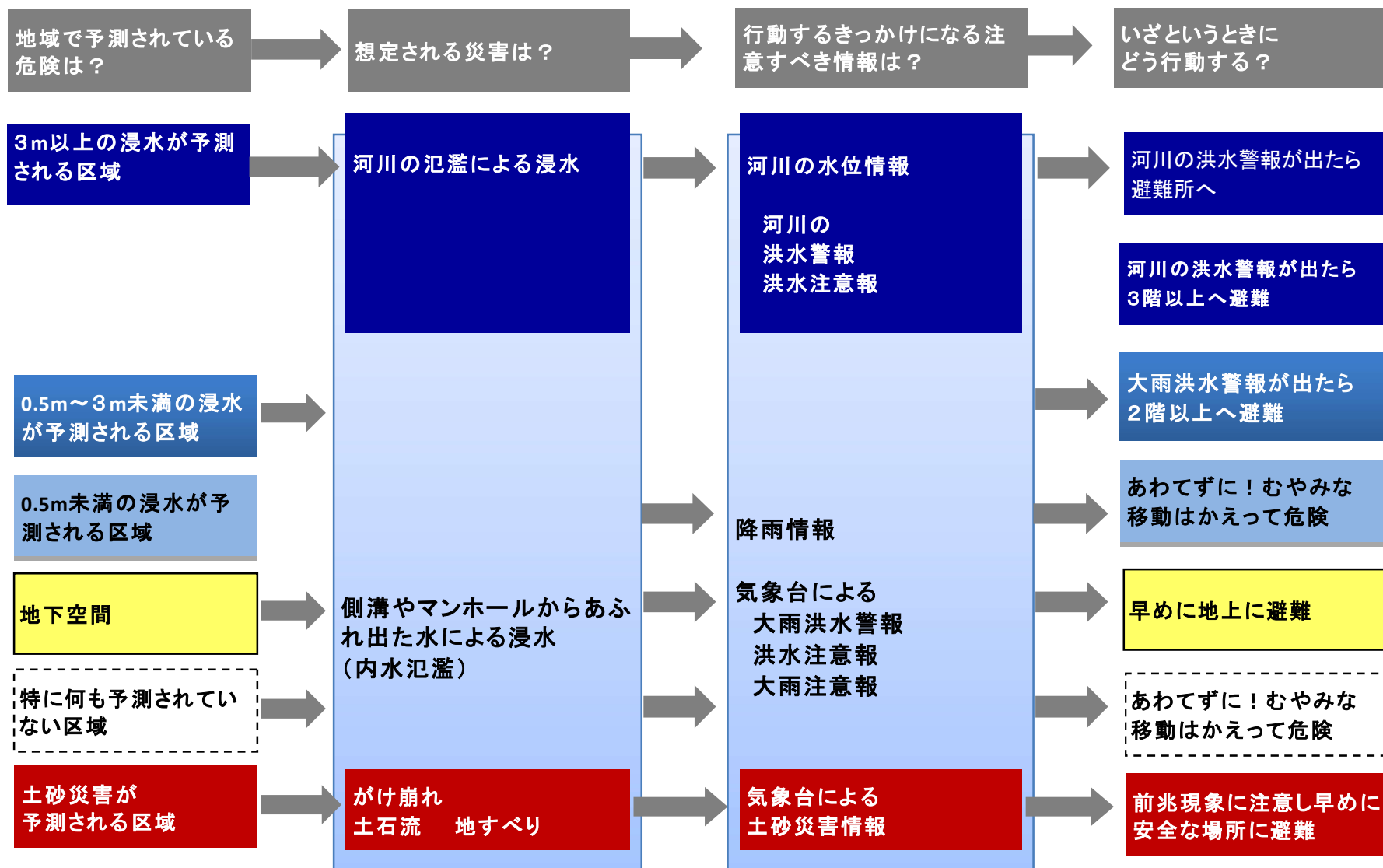
本市では平成21・22年の豪雨による浸水被害等が発生しました。また、全国的にも地球温暖化等に伴う記録的な集中豪雨の増加により甚大な被害が発生しており、迅速な避難が大切です。

市内では、27箇所に関川水位観測所を設置し、河川の10分ごとの水位情報をホームページで公開していますので、浸水被害が想定される場合は、活用してください。

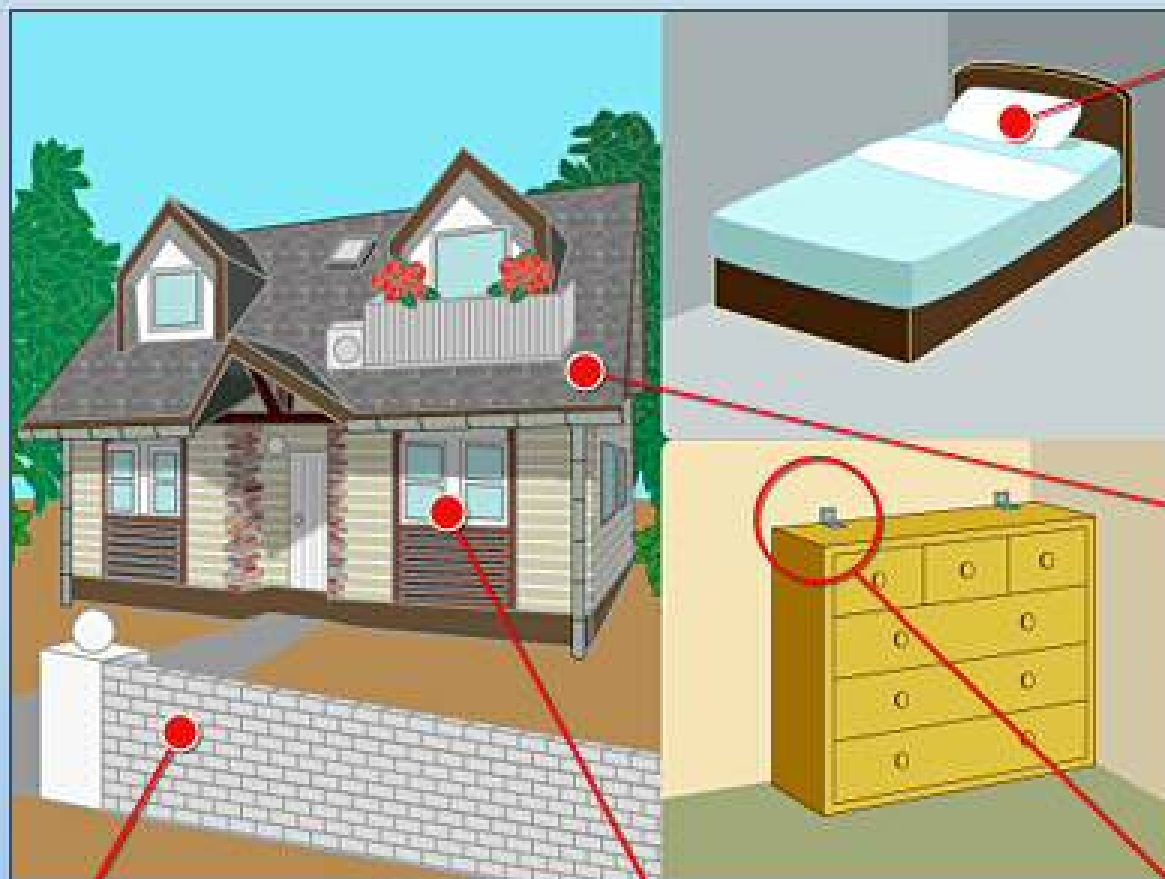
(公開例)

	氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位
竹馬川(新竹馬橋)	300 cm	230 cm	200 cm
紫川(桜橋)	308 cm	241 cm	201 cm
江川(宿ノ内橋)	375 cm	325 cm	275 cm

災害から身を守るために求められる行動



地震に備えよう



●住まい方の工夫

寝室には家具や落下物を置かないようにしましょう。

また、上の階に重い家具を置くことは避けましょう。

●屋根

瓦、トタンのひびやめくれはありませんか。定期的に補修して、重い瓦などは落下防止策をしておきましょう。

●ブロック塀

ひびわれや亀裂はありませんか。建物と比べて、耐震性が低く、揺れで倒れたり崩れることもあるので、補修、補強をしておきましょう。

●外壁・窓ガラス

外壁の亀裂や腐食はありませんか。昭和56年より前に建築された古い建物は、専門家に耐震診断を依頼し、補修、補強をしておきましょう。また、窓ガラスには破損防止フィルムなどを付けておくとよいでしょう。

●タンス等

タンスなどの家具はL字型金具で壁に固定するなどの転倒防止対策をしておきましょう。テレビなどの家電はチェーンや紐で固定しておくことをお勧めします。

▼立地条件を知る 防災情報マップ（危険個所の把握）



- ・平成22年に各戸配布（区役所などでもらえます）

- ・市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.mizukankyokan.jp/bosaijohomap/>

- ・防災情報マップについてのお問い合わせは、

北九州市建設局河川整備課

TEL093-582-2281まで

防災マップの掲載情報



- 避難所や土砂災害危険区域、河川のはん濫想定区域などを表示

施設の危険個所を確認

- 土砂災害による死者・行方不明者のうち、災害時要介護者の割合は、過半数を占めています。
- 災害が起こった場合に人的被害を最小限にとどめるために、**防災情報マップ**で**危険箇所**を確認し、大雨の時の注意、警戒、自主避難などの災害計画に役立ててください。

避難場所や避難経路を確認

- 災害が発生する前に、避難場所を確認するとともに、避難時における安全な経路を確認や職員の役割分担等を決定しましょう。
- 避難勧告や避難指示が出されたら場合は、災害発生危険が目前に迫っていますので、必ず避難してください。
- 避難勧告等がなくても、危険と判断した場合には、自主的に避難してください。



避難所について

避難所は、地域の小中学校や市民センター等が指定されています。予定避難所に避難をするときは、区役所総務課に連絡してから避難をしてください。夜間休日は各区の消防署に連絡してください。

区名	避難時の問い合わせ先 (各区役所の総務企画課)	夜間休日の連絡先 (各区の消防署)
門司区	093-331-1881	093-372-0119
小倉北区	093-582-3301	093-921-0119
小倉南区	093-951-4111	093-951-0119
若松区	093-761-5321	093-752-0119
八幡東区	093-671-0801	093-663-0119
八幡西区	093-642-1441	093-622-0119
戸畑区	093-871-1501	093-861-0119

避難する時の注意点

【正しい情報を入手】

水害の恐れが少ない場合には極力外出を控え、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット、市役所の広報などで正しい情報を入手しましょう。

避難の必要がある時は落ち着いて避難しましょう。

▼災害情報の収集 防災に関する情報

気象情報、注意報・警報、
台風・地震・津波情報、雨量や河
川水位観測情報、避難所情報など



- 東日本大震災に関する情報
- 北九州市からのお知らせ
- 災害廃棄物広域処理に関する情報
- 防災情報
- 救急情報

ここをチェック

ここをチェック

防災情報 北九州

北九州市の注意報・警報
現在、大雨、洪水、高潮に関する注意報・警報は発表されておられません

北九州市の土砂災害情報
現在、土砂災害警戒情報は発表されておられません

- 災害情報
- 避難情報
- その他情報
- ピンポイント天気
- 注意報・警報
- 気象情報
- 台風情報
- 地震・津波情報
- 雨量観測情報
- 水位観測情報
- ライブカメラ
- 防災情報マップ
- 避難所情報



ライブカメラ

※画像をクリックすると拡大します。※
最新の情報を見るために、常に再読み込み(更新)を行ってください。

防災気象情報

大雨

約1日程度前
大雨の可能性
が高くなる



半日～数時間前
大雨始まる

強さ増す



数時間前
～1、2時間前



大雨が一層
激しくなる



被害の拡大が
懸念される

気象台が発表する気象情報

大雨に関する気象情報

大雨の可能性が高くなった場合に発表

大雨注意報

災害の発生のおそれがある場合に発表
※警報になる可能性がある場合はその旨予告

大雨に関する気象情報

雨の状況・予想を適宜発表

大雨警報

重大な災害のおそれがある場合に発表
大雨の期間、ピークの時間帯、予想雨量、
警戒すべき事項、などを示す。

大雨に関する気象情報

激しい現象の発現地域や雨量などを発表

土砂災害警戒情報

警報発表後に土砂災害の危険度が
高まった場合

市町村などの防災対応

- 担当職員の連絡態勢確立
- 気象情報や雨量の状況を収集
- 注意呼びかけ(防災行政無線など)

- 警戒すべき区域の巡視

必要地域に避難準備
(要援護者避難)情報発令

- 避難場所の準備・開設
- 応急対応態勢確立

- 必要地域に避難勧告発令
- 避難呼びかけ
(防災行政、広報車など)
- 必要地域に避難指示発令

住民の行動

- 気象情報に気をつける
- テレビ、ラジオから最新の気象
情報を入手

- 窓や雨戸など家の外の点検
- 避難場所の確認
- 非常持ち出し品の点検

- 避難の準備をする
- 危険な場所に近づかない。

- 日頃と異なっていたことがあれば、
市役所などへ通報

- 避難場所へすぐに避難

雨の強さ

1時間雨量	予報用語	注意報・警報	人への影響	屋外の様子	車に乗っていて
10~20mm	やや強い雨		地面からの跳ね返りで足元がぬれる	地面一面に水たまりができる	
20~30mm	強い雨				ワイパーを速くしても見づらい
30~50mm	激しい雨	40 大雨・洪水注意報	傘をさしていてもぬれる	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる
50~80mm	非常に激しい雨	70 大雨・洪水警報		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80mm~	猛烈な雨		傘は全く役に立たなくなる		

風の強さ

瞬間風速は平均風速の1.5~2倍

平均風速	予報用語	注意報・警報	人への影響	屋外・樹木の様子	建造物の被害
10~15m/s	やや強い風	12	風に向かって歩きにくくなる 傘がさせない	樹木全体が揺れる 電線が鳴る	取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める
15~20m/s	強い風	強風注意報 20	風に向かって歩けない 転倒する人もでる	小枝が折れる	ビニールハウスが壊れ始める
20~25m/s	非常に強い風	暴風警報 25	しっかりと身体を確保しないと転倒する		鋼製シャッターが壊れ始める。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる
25~30m/s		台風強風域 25	立ってられない 屋外での行動は危険	樹木が根こそぎ倒れはじめる	ブロック塀が壊れ、取り付けの不完全な屋外外装材がはがれ、飛び始める
30m/s~	猛烈な風				屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊が始まる

防災メール

- **もらって安心**災害情報配信サービス
 - 北九州市のメール配信サービス
e-kitakyushu@xpressmail.jp
 - **防災メール**まもるくん
 - 福岡県のメール配信サービス
mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp
- どちらも天気に関する情報（注意報や警報など）
避難に関する情報を受け取ることが出来ます。

エリアメール（緊急速報メール）

- 気象庁が配信する
「**緊急地震速報**」や「**津波警報**」
- 国・地方公共団体が配信する
「**災害・避難情報**」



これらの情報を対象エリアの携帯電話に自動で一斉配信するサービス

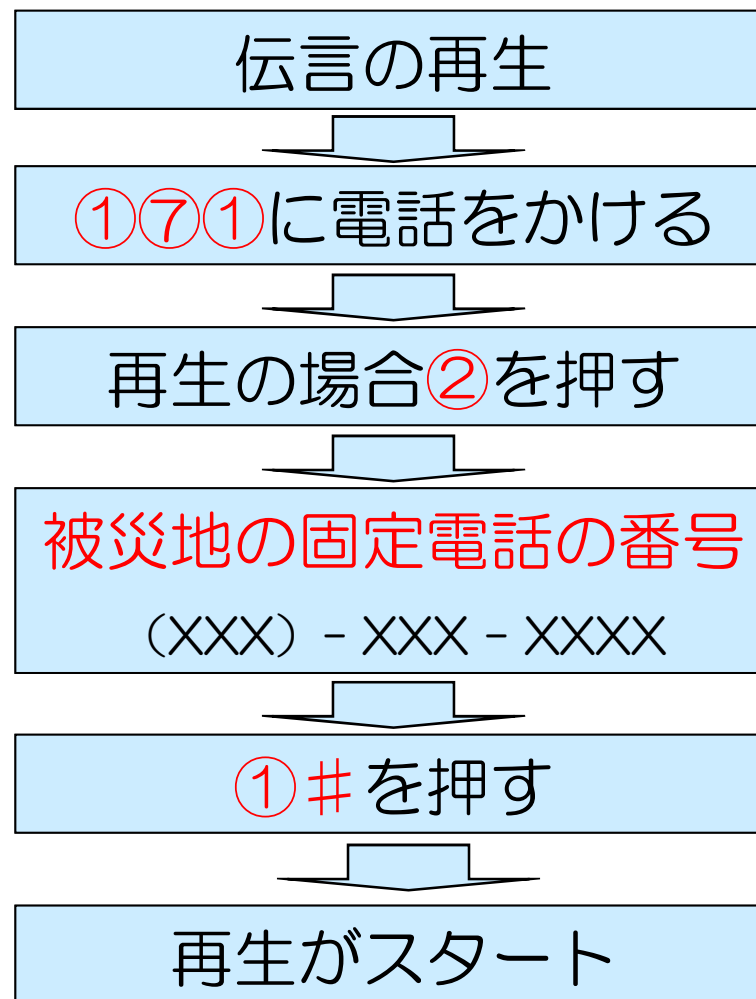
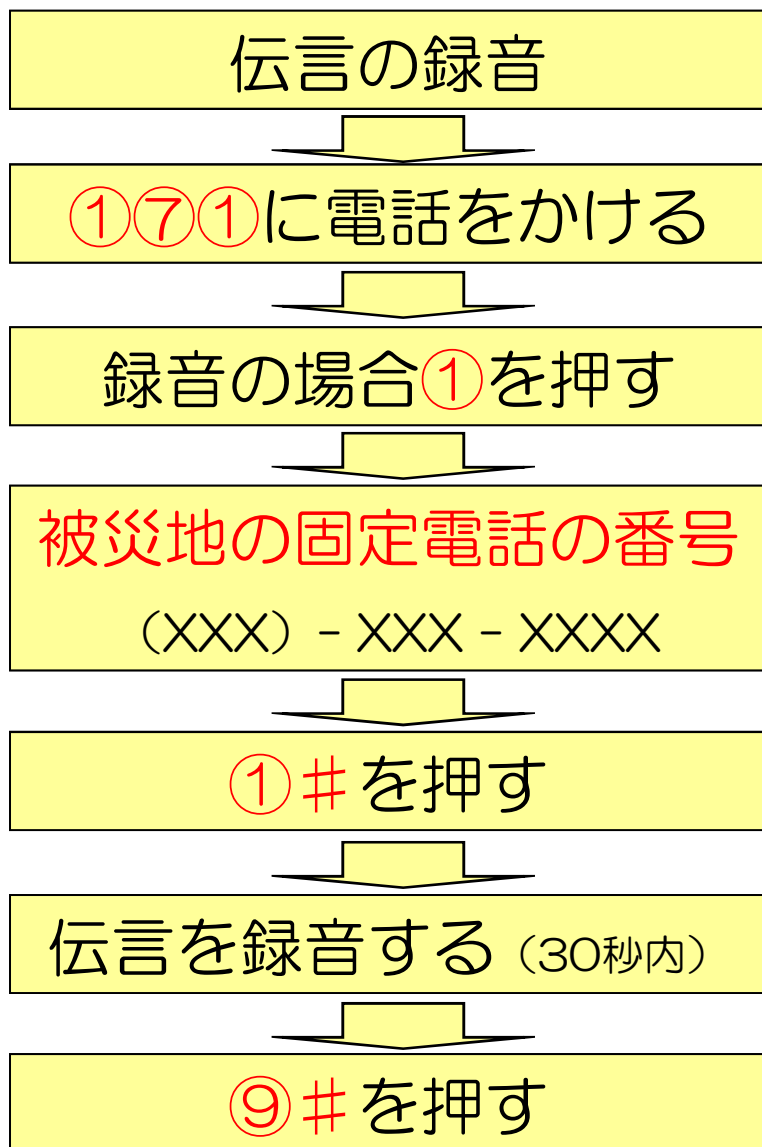
※未対応機種有り

(詳しくは販売窓口で確認ください)

旅行者やエリア外からの通勤者も！

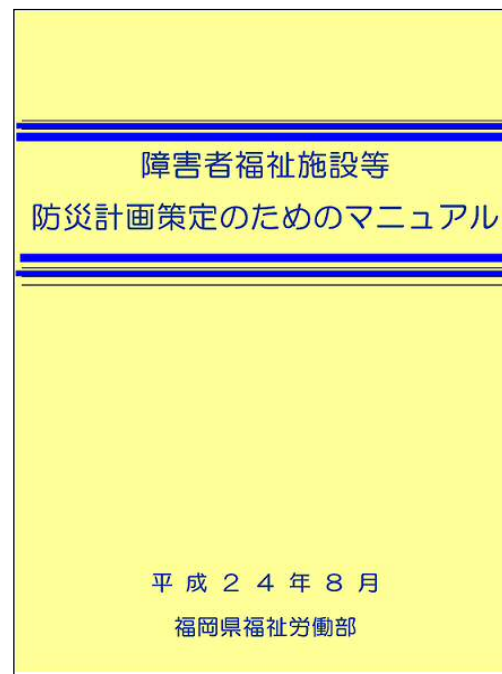
災害用伝言ダイヤル

(震度6弱以上の地震など大きな災害で、被災地へ電話が繋がりにくい状況になった場合に利用できる伝言板)



「障害者福祉施設等 防災計画策定 のためのマニュアル」（福岡県） を活用した非常災害計画の策定 について

～具体的な非常災害計画の
策定のポイント～



災害計画の策定について

- 福岡県障害者福祉課が各施設や事業所において防災計画を作成する際の手引きとなる「障害者福祉施設等防災計画策定のためのマニュアル」を作成しています。
- これらを参考に、施設や事業所の種類や規模、立地、設備等の特性に応じた、それぞれの「防災計画」を作成してください。
- ▼防災計画策定マニュアルはホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/bousaikeikaku.html>

災害策定マニュアルの構成

災害に備える（第1章）

- ①立地条件の確認
- ②施設の防災対策
- ③備蓄等
- ④職員の体制づくり
- ⑤避難計画
- ⑥地域との連携等
- ⑦利用者情報
- ⑧情報の収集・伝達
- ⑨防災訓練等の実施

災害への対応（行動手順）

火 災（第2章）

風水害【大雨・
台風】（第3章）

地 震（第4章）

災害に備える

1 立地条件の確認

北九州市の防災情報マップなどにより、土砂災害や浸水想定区域等の危険個所を確認。

2 施設の防災対策

(1) 防火対策

- 可燃性危険物の火気のない場所での保管
- 自動火災報知設備の設置、点検
- 消火器、消火栓の設置場所の確認、点検
- ガス漏れ対策（マイコンメーター設置）等

(2) 建物の耐震化

- 昭和57年以前に竣工した建物は、昭和56年新耐震設計基準が適用されていないため、耐震性能が低い可能性があり、適宜、施設の耐震診断を受けるとともに、耐震補強工事等の対策を検討

(3) 室内の備品等に対する対策

- 机、ロッカー及びタンス等を金具等で固定
- 照明器具等の取り付け状態の点検
- 割れにくいガラス（網ガラス等）や飛散防止フィルムによる補強 など

(4) 屋外対策

- 屋根の状態点検及び危険個所の補修、改修
- 外壁、門、塀の基礎部分の剥離や亀裂状態の点検及び必要な補強
- 看板等の落下防止、物置や老木等の倒壊防止、危険物の補強や除去等
- 排水溝のごみ、泥を除き、排水を点検

3 備蓄等

(1) 必要な物資等の備蓄

過去の大地震等の経験から、一般に外部からの救援活動が開始されるまでの時間は3日間。

※阪神淡路大震災では、ライフラインの完全復旧に要した日数は、水道90日、電気7日、ガス84日

▼備品リストの作成（様式1号）

①食糧、②医薬品、③衛生品（紙おむつ、ガーゼ等）、④消耗品（紙コップ、紙製容器、電池、タオル、ポリ袋等）、⑤その他（カセットコンロ等）

(2) 水道供給停止への対応

(水の確保)

- 貯水槽に頼らない備蓄、井戸水の活用
- 耐震性貯水槽の設置

(下水関係)

- 簡易トイレの確保

(3) 電気ガス供給停止への対応

- 自家発電装置の設置
- 軽油、灯油等燃料の備蓄 等

▼設備チェックリストの作成 (様式2号)

4 職員体制づくり

(1) 役割分担

災害時における具体的な役割を担う班編成

【参考】役割分担表

統括責任者	避難の判断などの防災対策についての指導
情報収集・連絡担当	気象・災害の情報収集、職員への連絡、関係機関との連絡調整など
救護班	負傷者の救出、負傷者への応急措置など
安全対策班	利用者の安全確認、施設・設備の被害状況確認、利用者の避難誘導
物資班	食料、飲料水ほか備品の管理、備蓄品の補給

▼災害警戒・災害対策体制の組織図作成（様式3号）

(2) 連絡体制

災害に備えて、あるいは災害に際し、必要な職員の参集や待機を指示し、速やかに警戒体制等を確保するために、緊急連絡網や消防・市の防災担当部署・設備メンテナンス会社等の緊急連絡先の作成

▼緊急連絡網の作成 (様式4号)

▼緊急連絡先の作成 (様式5号)

【参考】職員参集基準

種 別	災害関連情報	対象職員
風水害	大雨・洪水警報が発令されたとき	指定職員
	暴風・波浪・高波警報が発表されたとき	
	記録的短時間大雨情報、土砂災害警報が発表されたとき	全職員
	台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
地震	震度4が発表されたとき	指定職員
	震度5が発表されたとき	全職員
津波	津波警報が発表されたとき	指定職員
	大津波警報が発表されたとき	全職員

※参集基準は、施設の立地条件、予想される災害に応じて決定。

※指定職員には役職員のほか、徒歩や自転車で30分以内に参集可能な者を指定するなど初動体制を考慮

5 避難計画

(1) 避難場所

ア 施設内

予想される災害に応じて、決めておく。

(例) 床上浸水のおそれ・・・2階食堂

強風被害・・・・・・・・・・1階中央の共同室

イ 施設外

災害の種類や状況に応じて選択できるように複数設定。

(2) 避難経路

避難経路については、道路の破損、河川の氾濫、橋の崩落や建物の倒壊などの不測の事態に備え、所定の避難場所まで複数の避難経路を想定。

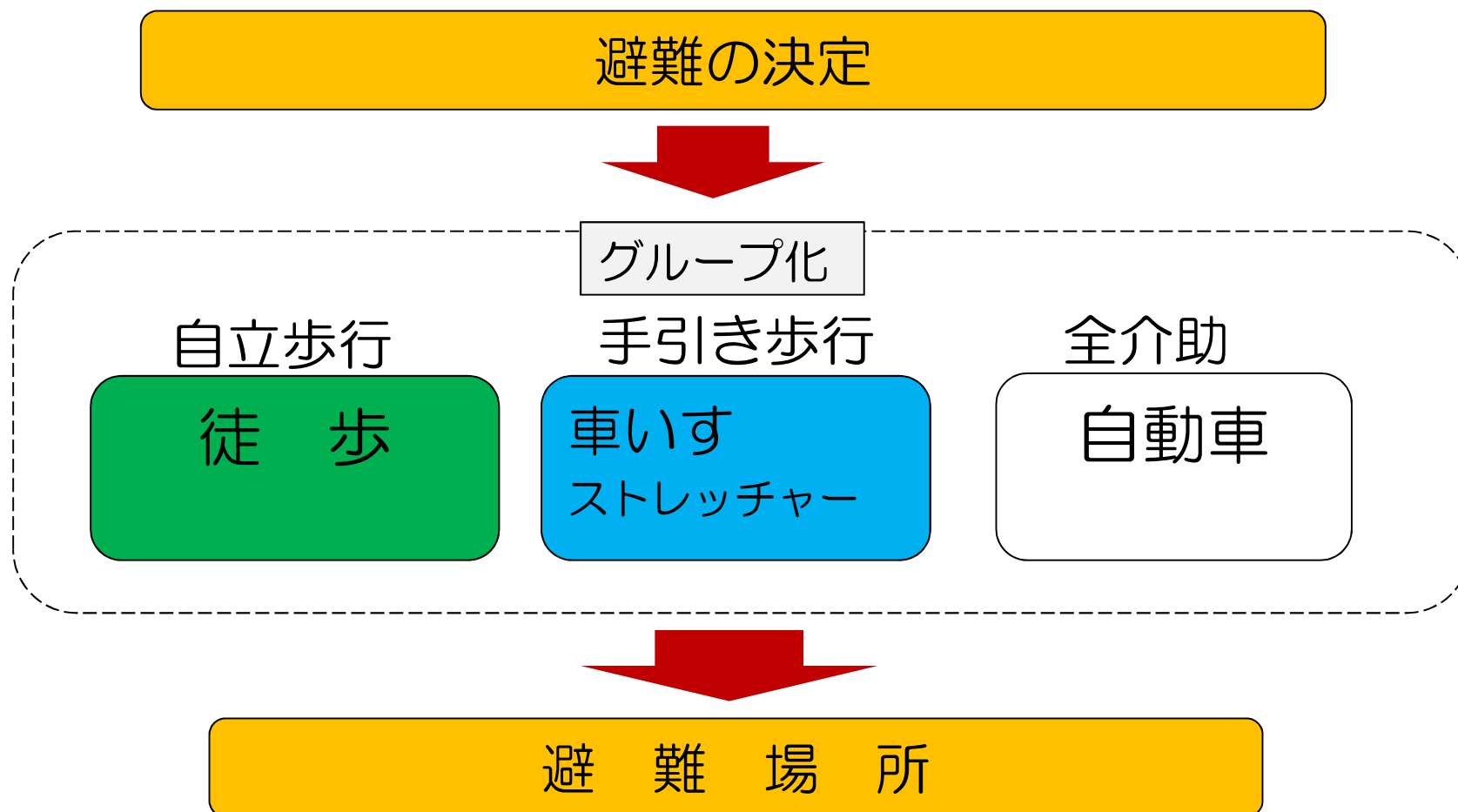
避難誘導を安全に行えるように、避難経路上の危険箇所（土砂災害）についても把握。

避難経路図を作成して、職員への周知徹底。

▼避難経路図（様式6号）

(3) 避難手段

利用者の状態ごとの避難方法の確認



6 地域との連携・ネットワーク化

(1) 地域との連携

地域住民（自主防災組織等）・ボランティア
団体や他の施設との応援協力の関係の構築

- 地域の行事に参加したり、定期的なバザーや見学会の開催により、地域との交流深める。
- 地域で開催される防災訓練に参加
- 施設間で共同して研修会を実施したり、相互に施設が実施する行事に参加

(2) 災害時援助協定

災害時に、迅速に人的・物的援助を受けられることができるように、地元自治会・近隣や他市町村の同種の施設との間で、災害時の相互協力について協定を締結。

(3) 防災共助マップ

災害時の避難誘導や応援等を受けやすくするため、避難先や避難経路、協力機関・団体、病院等の重要情報等を記載した「防災共助マップ」を作成。 ▼[防災共助マップ（様式7号）](#)

7 利用者情報等

利用者の氏名、年齢、血液型、家族、連絡先、介護内容、薬などを記載した一覧表を作成し、避難時に持ち出せるように備えておく。

▼施設利用者一覧表（様式8号）

8 情報の収集・伝達

通常の電話やFAX等によるほか、携帯電話・メール、災害時伝言ダイヤルなどの手段を活用

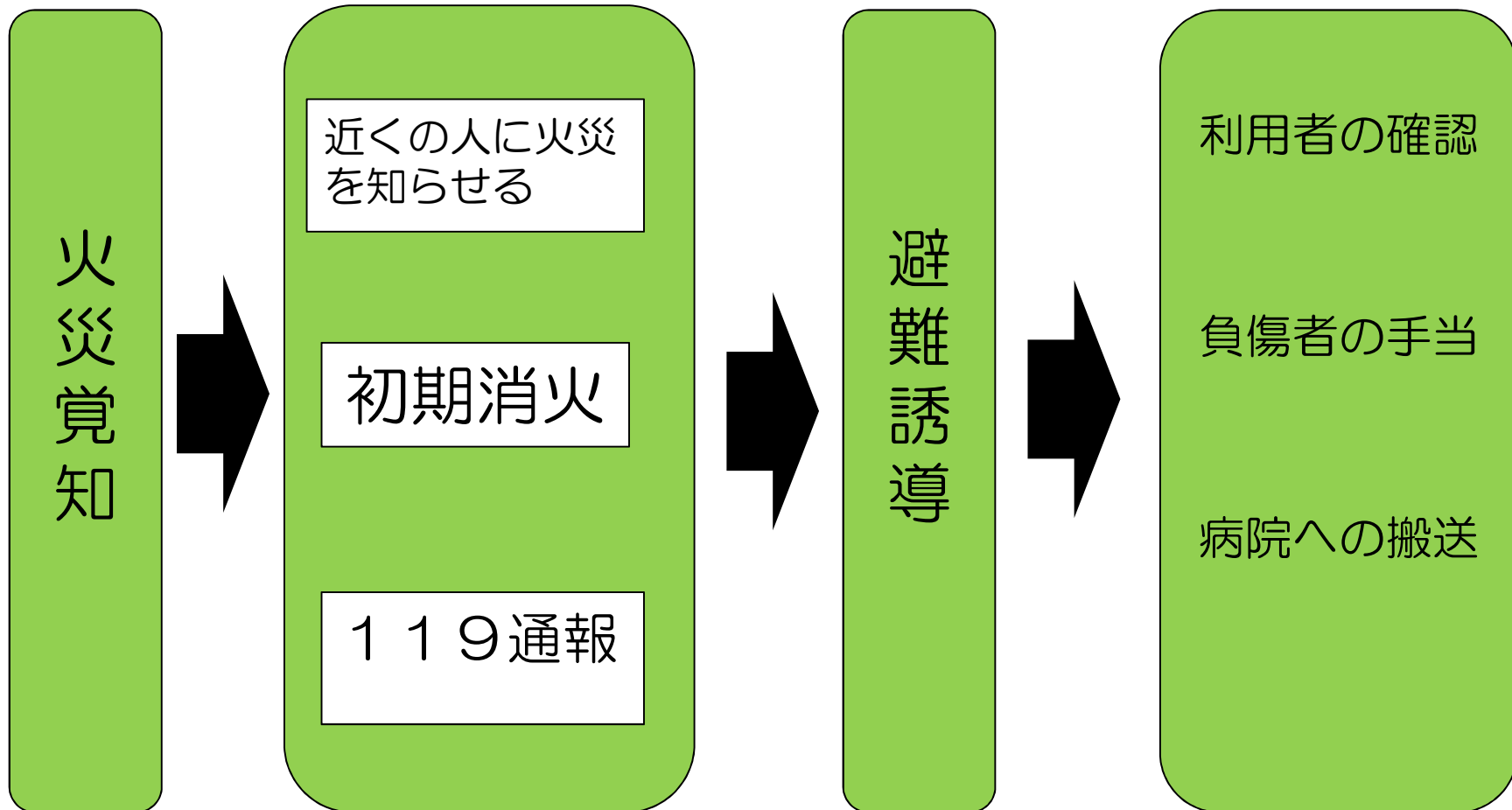
9 防災訓練の実施

- ①災害時における職員配置や職員の行動、関係機関の連絡先、職員の緊急連絡網について周知徹底を図る。
- ②自動車での避難が可能な場合と徒歩での場合、それぞれどれだけかかるか計測し、職員へ周知。
- ③火災、地震のみならず、土砂災害や河川氾濫など風水害の発生も想定しながら、定期的な訓練の実施。（消防署との連携）

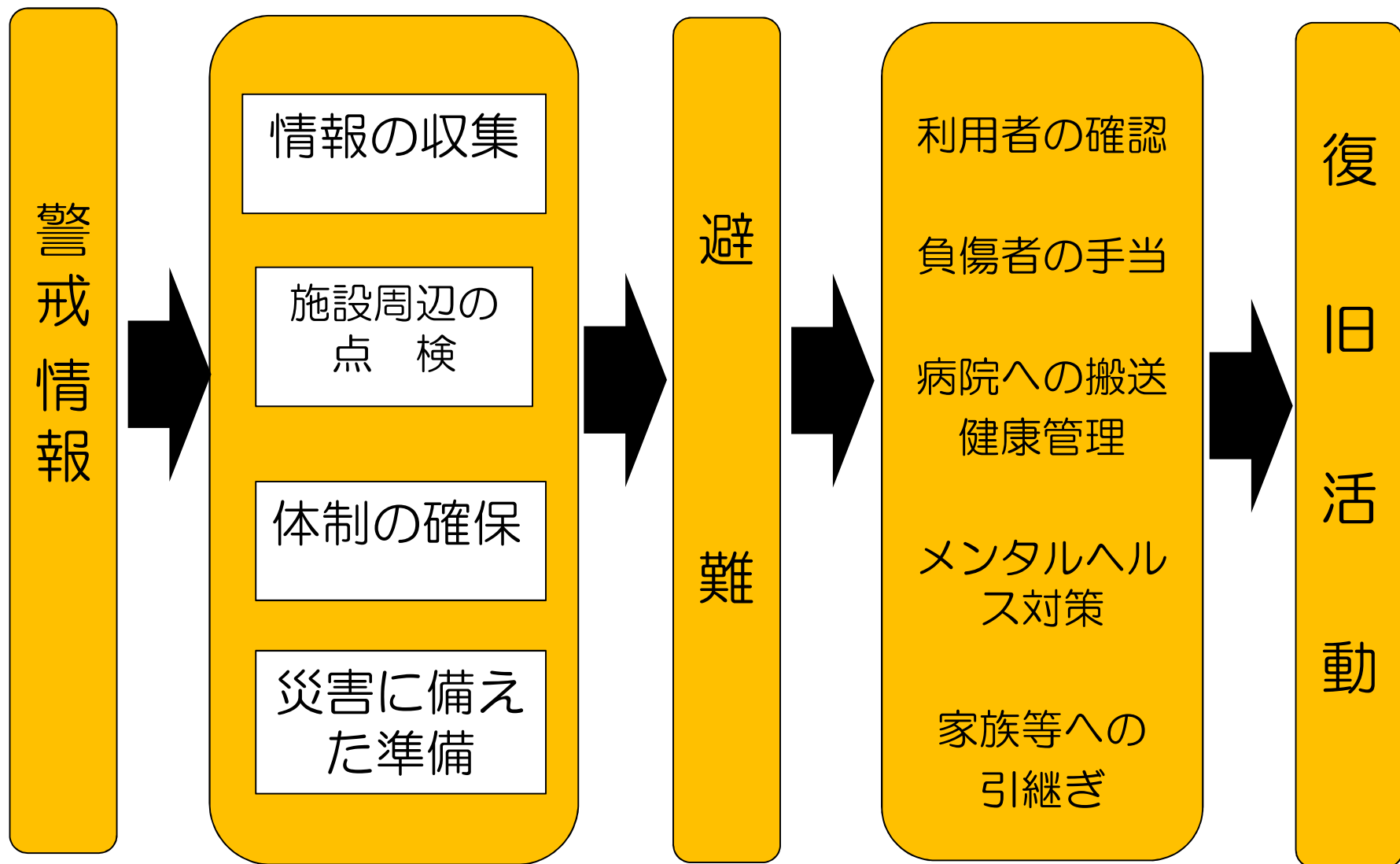


▼1～9をもとに、総括表(様式)作成

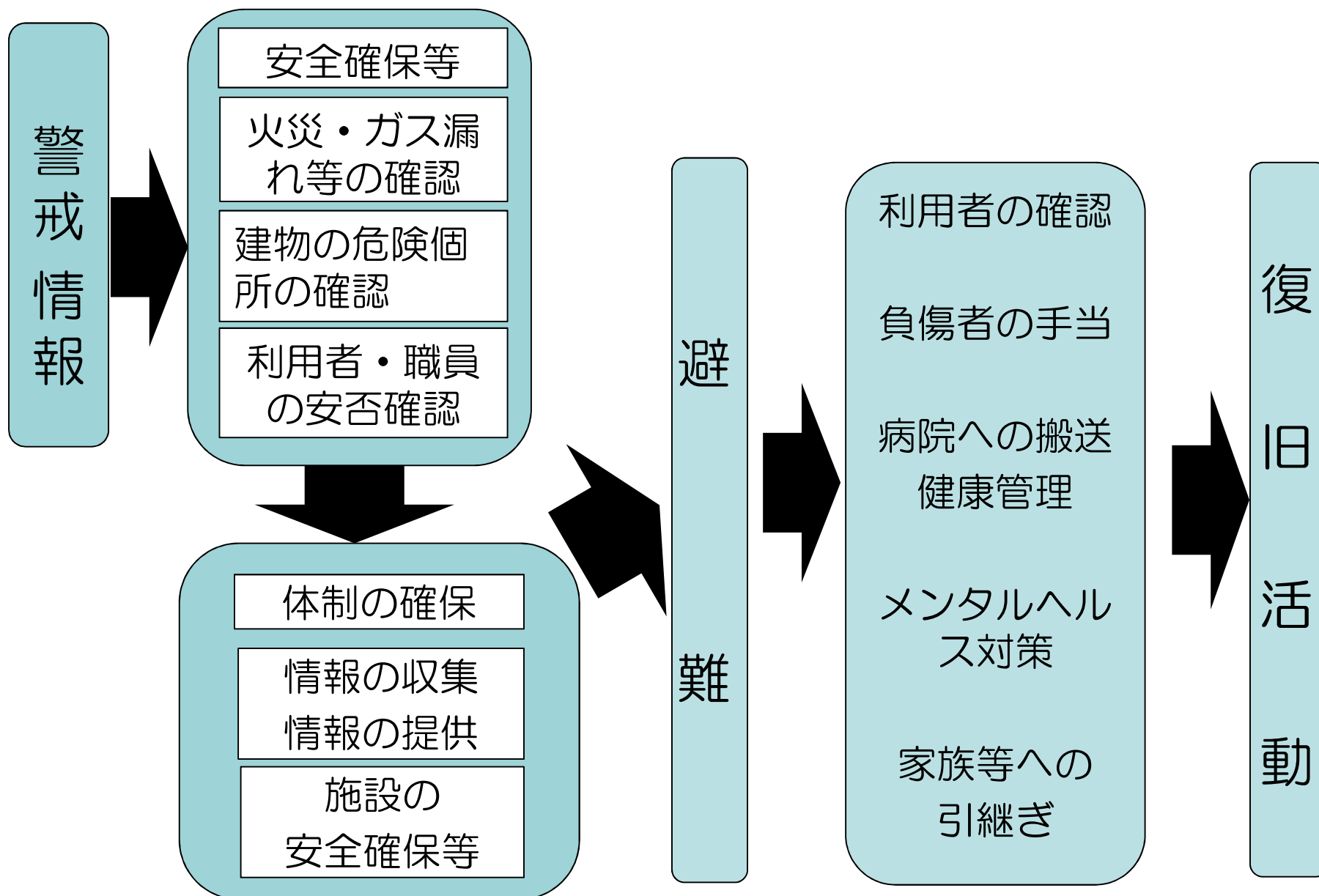
火災への対応（行動手順の流れ）



風水害への対応（行動手順の流れ）



地震への対応（行動手順の流れ）



その他計画策定の参考となる資料

北九州市の消防局ホームページから非常災害計画を作成するうえで、参考になる消防計画などの作成例や様式がダウンロードできます。

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_0185.html

【各種様式：ワード形式】

○消防計画（基本編）

防火・防災管理の一体となった様式

○消防計画（基本編）別表作成例

○被害想定（原本）

被害の具体的な想定、防火防災安全上の目標設定等

○被害想定作成例（基本編）

左記の防火・防災管理一体型の消防計画以外にも、小規模・中規模・大規模防火対象物用の消防計画の作成例がダウンロードできます。

お問い合わせ窓口

ご不明な点は、各担当窓口までお問い合わせください。

障害福祉サービス事業所等に関する指定基準や災害マニュアル全般に関すること	北九州市保健福祉局障害福祉課 TEL 582-2424
土砂災害や河川の浸水想定区域に関すること	北九州市建設局河川整備課 TEL 582-2281
災害の備え等に関すること	北九州市危機管理室危機管理課 TEL 582-2110
消防計画等に関すること	北九州市消防局指導課 TEL 582-3812 または最寄の消防署

資料・ 様式集

< 資料・様式集 >

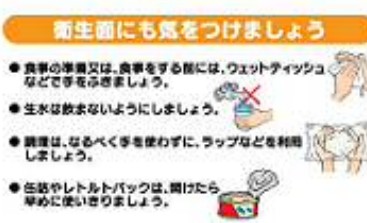
1	すぐに役立つ食の備え	・・・ P 6 4
2	災害時における対応に関する協定書等（ひな形）	
	（1）障害者福祉施設と納品業者等「災害時における対応に関する協定書」	・・・ P 6 6
	（2）障害者福祉施設間「災害時における対応に関する協定書」	・・・ P 6 8
	（3）障害者福祉施設と自治会「非常災害時等に関する覚書」	・・・ P 7 0
3	防災メール・まもるくん	・・・ P 7 1
4	様式集	
	（1）総括表	・・・ P 7 2
	（2）様式1号「備蓄品リスト」	・・・ P 7 4
	（3）様式2号「設備チェックリスト」	・・・ P 7 5
	（4）様式3号「災害警戒・災害対策体制」	・・・ P 7 6
	（5）様式4号「緊急連絡網」	・・・ P 7 7
	（6）様式5号「緊急連絡先」	・・・ P 7 8
	（7）様式6号「避難経路図」（室内）	・・・ P 7 9
	（8）様式7号「防災共助マップ」	・・・ P 8 0
	（9）様式8号「施設利用者一覧表」	・・・ P 8 1

1 すぐに役立つ食の備え

すぐに役立つ食の備え

非常持ち出し袋に入れるもの

- 飲料水や食料を2〜3日分、家族の人数に応じてストックしておきましょう。
- 持ち出し袋は、震やぐたり、大さずぎると避難の妨げになります。持ちこる量は(5〜6kg、最大でも10kgまで)にまとめておきましょう。
- 保管場所は、取り出しやすく、日につきやすい場所にして、家族全員がその場所を知っておくようにしましょう。



2 災害時における対応に関する協定書等（ひな形）

（障害者福祉施設と納品業者等）

災害時における対応に関する協定書

社会福祉法人〇〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇（以下「乙」）は、災害時における対応等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、火災、地震及び風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における甲、乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

（対応体制等の相互連絡）

第2条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

（援助物資）

第3条 甲及び乙は、災害時等に甲が必要となる乙が扱う物資（乙が行う事業）について、その品目、数量（その内容）を検討し定めるものとする。

（災害時等の援助物資の搬送）

第4条 乙は、災害時等に自主的に又は甲からの要請により、前条で定めた援助物資を甲に対して搬送するものとする。

（意見交換等）

第5条 甲及び乙は、毎年、本協定の実施について必要な意見交換を行うものとする。

（協定の見直し等）

第6条 甲及び乙は、毎年、この協定について次の項目等の検証を行い、必要があれば見直しを行うものとする。

- 一 第2条の連絡体制、対応窓口及び連絡方法について
- 二 第3条の援助物資（援助内容）について
- 三 第4条の援助物資の搬送について
- 四 その他必要な事項

（必要経費）

第7条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合には、負担等について別途協議を行うものとする。

（疑義）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有保管する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇〇市〇〇番〇〇号
社会福祉法人〇〇〇
理事長 〇 〇 〇 〇 印

乙 〇〇〇市〇〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

(障害者福祉施設間)

災害時における対応に関する協定書

社会福祉法人〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇（以下「乙」）は、災害時における対応等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、火災、地震及び風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における甲、乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

(対応体制等の相互連絡)

第2条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

(災害時等の情報提供)

第3条 甲及び乙は、災害時等に施設の被害状況、地域の状況等あらかじめ甲乙が協議して定める事項についてとりまとめのうえ、連絡するものとする。

(災害時等の人的支援)

第4条 甲及び乙は、災害時等に自主的に又は要請により、施設職員を派遣するものとする。

(災害時等の物的支援)

第5条 甲及び乙は、災害時等に自主的に又は要請により、援助物資を搬送するものとする。

(施設間の入所者の受入れ)

第6条 甲は、災害時等に、入所者の安全を確保できない場合には、乙に対して入所者の受入れについて要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに受託するように努めるものとする。

(意見交換等)

第7条 甲及び乙は、毎年、本協定の実施について必要な意見交換を行うものとする。

(協定の見直し等)

第8条 甲及び乙は、毎年、この協定について次の項目等の検証を行い、必要があれば見

直しを行うものとする。

- 一 第2条の連絡体制、対応窓口及び連絡方法について
- 二 第4条の災害時の人的支援について
- 三 第5条の災害時の物的支援について
- 四 第6条の施設間の入所者の受入れについて
- 五 その他必要な事項

(必要経費)

第9条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合には、負担等について別途協議を行うものとする。

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有保管する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇〇市〇〇番〇〇号
社会福祉法人〇〇〇
理事長 〇 〇 〇 〇 印

乙 〇〇〇市〇〇番〇〇号
社会福祉法人〇〇〇
理事長 〇 〇 〇 〇 印

(例) 障害者福祉施設と自治会

非常災害時等に関する覚書

〇〇〇市〇〇町自治会（以下「甲」という。）と〇〇〇老人ホーム（以下「乙」という。）は、火災・地震・風水害等（以下「非常災害」という。）の災害発生時における相互の援助と協力について、次のとおり覚書を締結する。

(相互協力)

第1条 甲と乙は、非常災害が発生し、相互に援助と協力が必要な事態が発生した時は、この覚書に基づき誠実に協力し合うものとする。

(甲の協力)

第2条 甲は、乙の施設内に災害が発生し、乙から援助を求められた時は、甲の会員を直ちに非常災害の発現場に急行させ、必要な協力を行うものとする。

(乙の協力)

第3条 乙は、災害によって甲から看護や救急医療、あるいは緊急避難等の援助を求められた時は、乙の施設を一時避難所として使用させるなど、必要な処置を講じ、甲に協力するものとする。

(疑義)

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲と乙が誠実に協議をして定めるものとする。

(終了)

第5条 この覚書は、甲又は乙の一方が申し出ることによって、終了させることができる。但し、この場合、終了を申し出たものは、相手方が不利益とならないように善処しなければならない。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇〇市〇〇町自治会
会 長 〇 〇 〇 〇

乙 〇〇〇施設
管理者 〇 〇 〇 〇

4 様式集

総括表

入所者		名		施設名			
職員		名					
立地条件	土砂災害警戒区域・浸水想定区域内						
建築物	建築年月日	昭和〇〇年〇月〇〇日完成	耐震化	平成〇〇年〇月〇〇日 耐震補強工事済み			
備置場所	1階	玄関前倉庫	飲用水・紙おむつ、下着、タオル				
	2階	脱衣箱倉庫	カップラーメン、缶詰、ティッシュ				
	屋外	駐車場内倉庫	飲用水・ガスボンベ・防寒着				
備置基準	入所者定員及び全職員にかかる8日分						
備置品等	様式1号のとおり		備置品最終確認日	平成〇〇年〇月〇〇日			
非常用設備	貯水槽	1基	点検等	様式2号のとおり			
	自家発電機	3台					
	投光器	3台					
役割分担	総括責任者	〇 〇 〇 〇	自宅	[092]*****			
			携帯	[092]*****			
	総務班 (班長)	〇 〇 〇 〇	自宅	[092]*****			
			携帯	[092]*****			
	看護班 (班長)	〇 〇 〇 〇	自宅	[092]*****			
			携帯	[092]*****			
様式3号のとおり							
連絡網	様式4号のとおり						
緊急連絡先	様式5号のとおり						
職員の参集基準	指定職員	火災	発生時	(〇〇の場合は全職員)			
		風水害	大雨警報、洪水警報	(〇〇の場合は全職員)			
		地震	震度4以上	(〇〇の場合は全職員)			

避難場所	施設内	第1	2階レクリエーション室	大雨、土砂崩れ等の場合
		第2	1階食堂	地震、台風等の場合
		第3	玄関前駐車場	火災その他
	施設外	第1	〇〇小学校体育館	徒歩5分、短期滞在
		第2	〇〇町公民館	徒歩10分、短期滞在
		第3	老人ホーム〇〇苑	車30分、長期滞在
避難経路	別紙避難経路図		施設内	様式6号のとおり
			施設外	様式7号のとおり
避難手段	自動車	5台	1台3×5人=15人	
	車いす	10台	10人	
	ストレッチャー	2台	2人	
グループ分け	歩行可能者	青	徒歩	入所者2人につき、職員1人
	車いすを使用するが、自力で座位可	黄色	車いす	入所者1人につき、職員1人
	車いす、ストレッチャー等を使用し、自力で座位不可	赤	自動車	入所者1人につき、職員2人
協定の締結状況	〇〇町自治会	災害時のボランティア、自動車の提供		自動車保有あり #000000000000
	NPO法人〇〇会	災害時のボランティアの派遣		自動車保有あり #000000000000
	〇〇食品工業	非常食の提供		自動車保有あり #000000000000
	障害者支援施設 〇〇の里	職員の派遣・物資の提供、入所者の受入等		自動車保有あり #000000000000
協力医療機関	内科	〇〇病院	[092]*****	福岡市博多区 〇〇7-7
	外科	〇〇病院	[092]*****	福岡市東区 〇〇 8-8
	総合	〇〇総合病院	[092]*****	大野城市 〇〇 7-5
入所者情報	様式8号のとおり			
防災共助マップ	平成〇〇年〇月〇〇日作成	別紙7号のとおり(避難経路図と同じ)		

(様式1号)

備蓄品リスト

種別	品名	非常時 時出	数量		保管場所	有効期限	発注・納品等		備考
			必要数	現存量			発注名	電話番号	
食料	飲料水	2Lペットボトル	○			・	・		
	保存用ご飯		○			・	・		
	カップ麺		○			・	・		
	・・・					・	・		
医薬品	解熱剤		○			・	・		
	消毒液		○			・	・		
	風邪薬		○			・	・		
	・・・					・	・		
衛生品	紙おむつ		○			・	・		
	ガーゼ		○			・	・		
	包帯		○			・	・		
	・・・					・	・		
消耗品	紙コップ								
	割り箸								
	洗濯機								
	タオル								
その他	ゴミ袋								
	カセットコンロ								
	カセットボンベ								
	・・・								

- 74 -

(様式2号) 設備チェックリスト

設備	受託業者名	点検			完了確認	備考
	連絡先等	確認日	設備の状況	対応(修理等)		
貯水槽		平成 年 月 日	良・不良			
自家発電機		平成 年 月 日	良・不良			
発電機		平成 年 月 日	良・不良			
投光器		平成 年 月 日	良・不良			
誘導発電機		平成 年 月 日	良・不良			
・・・						
・・・						
・・・						
・・・						

- 75 -

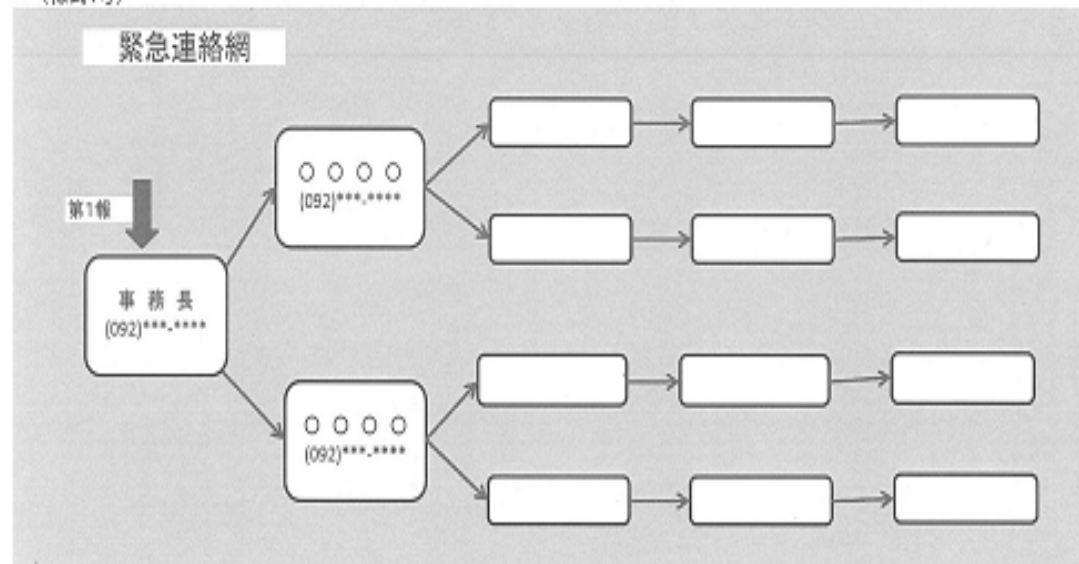
(様式3号)

災害警戒・災害対策体制

(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

統括責任者	班	隊長等	隊員	任 務	備考
	総括班	隊長 隊員		1 転倒、落下物等の点検確認 2 在外者の立入整理 3 貴重者の対応処置 4 医薬品の確認	
	情報伝達班	隊長 隊員		1 情報の収集と伝達 2 消防機関等関係機関との連絡 3 地震防災隊各隊との連絡調整 4 災害状況の記録及び報告	
	出火防止班	隊長 隊員		1 火気等の点検の確認 2 非常用電源の点検 3 危険物点検整備 4 ホンベ及び密閉タンクの固定	
	消火班	隊長 隊員		1 消防用設備等の点検整備 2 消火器等による消火活動	
	避難誘導班	隊長 隊員		1 非常口の開放及び開放性の確認 2 避難設備器具の固定 3 避難経路の確保	
	非常持出班	隊長 隊員			

(様式4号)



(様式5号)

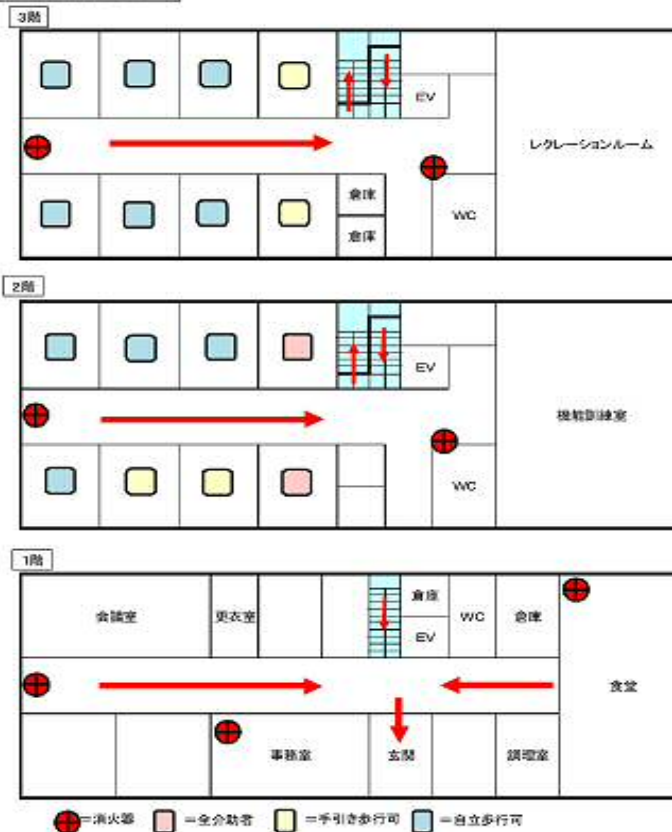
緊急連絡先

	連絡先	電 話	夜間	FAX	Eメール	責任者等	備考
行政機関等	消 防 署	119					
	警 察 署	110					
	市役所防災担当課						
	市役所障害者福祉担当課						
	〇〇市消防団						
インフラ関係	水 道 局						
	水 道 工 事						
	九 州 電 力						
	〇 〇 ガ ス						
	NTT						
医療機関	〇 〇 病 院						
設備関係	メンテナンス会社						
給食関係	〇〇給食センター						
協力施設等	〇 〇 苑						
	自 治 会						

- 78 -

様式6号

避難経路図(室内)



- 79 -

